

議第 5 2 号

呉市水道事業等及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

呉市水道事業等及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市水道事業等及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

呉市水道事業等及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和 4 1 年呉市条例第 5 0 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正前	改正後														
<p style="text-align: center;">（指定管理者による管理）</p> <p>第 4 条の 2 略</p> <p>2 管理者は、第 2 条に規定する事業の効果的な運営のために必要があると認められるときは、指定管理者に次の工業用水道施設（これらに関連する施設及び設備を含む。）の管理を行わせることができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">名称</th> <th style="width: 80%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>二河水源 地</td> <td>呉市荘山田村字東二河平 甲 1 1 6 5 3 番 1 ほか</td> </tr> <tr> <td>鍋崎配水 池</td> <td>呉市警固屋 1 丁目 1 7 3 番 2</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">（議会の同意を要する賠償責任の免除）</p> <p>第 6 条 法第 3 4 条において準用する地方自治法第 2 4 3 条の 2 の 2 第 8 項の規定により、水道事業等及び下水道事業の業務に従事する職員（以下「企業職員」という。）の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が 3 0 万円を超える場合とする。</p>	名称	位置	略		二河水源 地	呉市荘山田村字東二河平 甲 1 1 6 5 3 番 1 ほか	鍋崎配水 池	呉市警固屋 1 丁目 1 7 3 番 2	<p style="text-align: center;">（指定管理者による管理）</p> <p>第 4 条の 2 略</p> <p>2 管理者は、第 2 条に規定する事業の効果的な運営のために必要があると認められるときは、指定管理者に次の工業用水道施設（これらに関連する施設及び設備を含む。）の管理を行わせることができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">名称</th> <th style="width: 80%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>二河水源 地</td> <td>呉市荘山田村字東二河平 甲 1 1 6 5 3 番 1 ほか</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">（議会の同意を要する賠償責任の免除）</p> <p>第 6 条 法第 3 4 条において準用する地方自治法第 2 4 3 条の 2 の 8 第 8 項の規定により、水道事業等及び下水道事業の業務に従事する職員（以下「企業職員」という。）の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が 3 0 万円を超える場合とする。</p>	名称	位置	略		二河水源 地	呉市荘山田村字東二河平 甲 1 1 6 5 3 番 1 ほか
名称	位置														
略															
二河水源 地	呉市荘山田村字東二河平 甲 1 1 6 5 3 番 1 ほか														
鍋崎配水 池	呉市警固屋 1 丁目 1 7 3 番 2														
名称	位置														
略															
二河水源 地	呉市荘山田村字東二河平 甲 1 1 6 5 3 番 1 ほか														

付 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

鍋崎配水池の廃止及び地方自治法等の一部改正に伴い、所要の規定の整備をするため、この条例案を提出する。